㊥

諮問機関：中讃広域行政事務組合

諮問日：令和６年６月７日（6 中広総第 57 号）

答申日：令和６年９月５日（令和６年度諮問第１号及び第２号）

件名：諮問第１号　租税債権管理課が保有する滞納システムの記録中、審査請求人に関する記事を抽出したもの一切（完納分を含む）の非開示

諮問第２号　租税債権管理課が保有する滞納システムの記録中、「令和３年６月８日」における「職員Ａ」が入力した記事を抽出したもの一切（個人情報については審査請求人を除いて黒塗り対応）の非開示

答　　申

１　中讃広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

中讃広域行政事務組合管理者（以下「実施機関」という。）が、諮問第１号実施機関が保有する滞納システムの記録中、審査請求人（以下「請求人」という。）に関する記事を抽出したもの一切（完納分を含む）の非開示（以下「本件処分１」という。）及び諮問第２号実施機関が保有する滞納システムの記録中、「令和３年６月８日」における「職員Ａ」が入力した記事を抽出したもの一切（個人情報については請求人を除いて黒塗り対応）を非開示（以下「本件処分 2」という。）としたことにつき、請求人の請求は棄却すべきである。

２　審査請求の主旨及び審査請求に至る経過

(1)　審査請求の主旨

本件審査請求の主旨は、中讃広域行政事務組合情報公開条例（以下「組合条例」という。）第２条により準用する丸亀市情報公開条例（以下「丸亀市条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、請求人が行った公文書開示請求に対する本件処分１及び本件処分２の取り消し及び当該公文書の全部開示又は部分開示を求めるというものである。

(2)　審査請求に至る経過（諮問第１号及び第２号）

年　月　日	経　　過
令和６年４月 17 日	公文書開示請求
令和６年４月 30 日	実施機関が非開示を決定
令和６年５月７日	審査請求書受付
令和６年６月７日	諮問

３　請求人及び実施機関の主張

(1)　請求人による開示請求

令和６年４月 17 日　請求人より実施機関に対し以下の公文書開示請求があった。

ア　租税債権管理課が保有する滞納システムの記録中、請求人に関する記事を抽出したもの一切（完納分を含む）（以下「開示請求文書 1」という。）

イ　租税債権管理課が保有する滞納システムの記録中、「令和３年６月８日」における「職員Ａ」が入力した記事を抽出したもの一切（個人情報については請求人を除いて黒塗り対応）（以下「開示請求文書 2」という。）

(2)　実施機関の決定（非開示）

令和６年４月 30 日　請求人から開示請求のあった公文書について非開示の通知「組合条例第２条により準用する丸亀市条例第７条第１号に該当する情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 78 条第１項第７号ハ、行政機関の保有する情報公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」という。）第５条第６号イ）が記載されているため開示できない。」

実施機関が保有する滞納システムの記録は、滞納者に関連する事実経過を、対応者がその都度交渉内容等を同システムに入力し課全体の情報として共有し滞納整理事務を遂行している。その中には財産調査や聞取り情報、内部協議の過程、今後の対応方針や具体的な取組内容、調査対象とその結果といった情報が含まれており、実施機関にとってはいわゆる「手の内」に関する情報である。こうした情報が開示されることになれば、滞納者において、いかなる段階でどのような調査が行われることになるのか等を把握した上で、財産の移動、処分を行う等、滞納処分を不当に免れるための対策を講じることができ、実施機関による正確な事

実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。また、滞納処分の後であっても、こうした情報が開示されることになれば、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法令の定める不開示情報に該当するため非開示とした。

(3)　請求人の反論要旨

当該審査請求は、租税の賦課若しくは徴収に係る事務で「個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号ハ」や「行政機関情報公開法第 5 条第 6 号イ」における不開示情報に関わる事務ではあるが、上記の法律の要件を充足させるには、情報の公開が「正確な事実の把握を困難にするおそれ」又は「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を発生させる具体的蓋然性を具備していなければならないが、請求人が開示請求した公文書は、すでに公開された部分が含まれ実施機関の「手の内」はすでに請求人の知る事となっているため、本件事案の実施機関における事務について前述のおそれは何ら発生しないため、今更秘匿することに正当な理由はない。

「個人情報保護法第 79 条」や「行政機関情報公開法第 6 条」では、開示に係る情報や文書等に不開示情報が一部含まれている場合において、該当する部分を区分して容易に除ける場合は、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないとし行政機関に羈束義務を定めている。本件事案は書面の交付を予定しているので例え不開示情報が含まれていたとしても黒塗りをする等して容易に取り除くことが出来ることは明らかで処分には違法性がある。

「個人情報保護法第 80 条」や「行政機関情報公開法第 7 条」では、情報に不開示情報が含まれる場合であっても個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められる場合や公益上特に必要と認めるときには、文書を開示できるとされており不開示情報の開示を認める裁量権を実施機関に付与しているため、不開示情報の開示がただちに違法になることはない。これについて実施機関は「公益上特に必要は認められない」と述べているが、当該情報は請求人と実施機関との間で現在係争中の訴訟において証拠物となる可能性が高く、情報の公開は司法審理の充実に資する公益性がある。

(4)　請求人の反論に対する実施機関の意見

非開示の理由は(2)のとおりであるが、今回請求のあった開示請求文書 1 及び 2

の一部は令和 4 年 2 月 28 日の行政不服審査請求における実施機関の再弁明において証拠資料として提出され、請求人も入手しており、その部分については部分開示等も検討したが、公文書開示請求と考えた場合、開示する情報は法律において不開示情報に該当するため非開示とした。

4　審査会の判断

当審査会は、実施機関及び請求人の主張等を関係法などに照らして審査した結果、次のとおり判断する。

(1)　非開示情報の該非判断

丸亀市条例 7 条第 7 号は、「市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示条例として定めている（なお、同号のアからカは、「次に掲げるおそれその他」との同号柱書の文理解釈上、例示列挙であると解される。）。

開示請求文書 1 及び 2 の情報には、租税の賦課徴収に関する、財産調査や聞取り情報、内部協議の過程、今後の対応方針や具体的な取組内容、調査対象やその結果などの情報が含まれている。これらの情報を開示すると、租税の賦課徴収機関における正確な事実の把握を困難にし、あるいは滞納者による違法若しくは不当な納税回避行為や財産の隠蔽等を容易にするリスクを生じると考えられ、租税徴収事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、開示請求文書 1 及び 2 は、丸亀市条例第 7 条第 7 号の非開示情報に当たると解する。

なお、本件処分 1 及び 2 は、個人情報保護法及び行政機関情報公開法の定める不開示事由を引用しつつ、丸亀市条例第 7 条第 1 号を非開示の根拠規定としている。しかし、実施機関は、個人情報保護法及び行政機関情報公開法によって直接に開示請求文書 1 及び 2 を非開示とする法的義務を負っているものではないから、丸亀市条例第 7 条第 1 号を非開示の根拠規定とするのは相当でなく、上記のとおり、丸亀市条例第 7 条第 7 号を非開示の根拠規定とするのが相当であると思料する。

(2)　請求人の反論について

請求人は、開示請求文書１及び２の一部は既に実施機関から請求人に対して開示されているから非開示とすることに正当な理由はない、と主張している。

しかしながら、丸亀市条例に基づく情報公開制度は、開示請求の目的・理由や利害関係の如何を問わず、何人にも等しく行政文書の開示請求権を認める仕組みの制度であり、開示・非開示の判断に際しては、開示請求者の個別的事情を考慮しない前提を採用していると解される。したがって、開示請求文書の一部が請求人に対して既に開示されているか否かといった個別的事情は、非開示情報の該非判定に際して斟酌すべき事由に当たらず、開示請求文書１及び２が丸亀市条例所定の非開示情報に該当する限り、これを非開示とするのが相当である。

請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(3) まとめ

以上により、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

５　審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和６年６月７日　諮問書の受理

②　令和６年７月４日　審査会（第１回目）

③　令和６年８月５日　審査会（第２回目）

④　令和６年９月５日　審査会（第３回目）